教育研究審議会議事録	
開催日時 及び場所	令和6年4月25日(木) 午後2時00分から午後2時42分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施
出欠状況	出席:今井議長、賀川委員、富沢委員、酒井敏委員、渡邉委員、 小林委員、長澤委員、花岡委員、石川委員、伊吹委員、 出席:25名 欠席:1名 澤田委員、竹下委員、篁委員、林委員、轟木委員、 鈴木委員、影島委員、細川委員、仲井委員、藤森委員 欠席:酒井公夫委員

# 1 審議事項

- (1)法人役員の変更に伴う関係規程の一部改正
- (2) 浜松医科大学医学部附属病院との連携
- (3)名誉教授の称号授与の推薦(食品栄養科学部1件)
- (4)客員准教授の称号付与の推薦(薬学部1件)
- 2 報告事項
  - (1)認証評価結果
    - ① 静岡県立大学
    - ② 静岡県立大学短期大学部
  - (2)2024年度 入学者選抜実施結果
    - ① 静岡県立大学
    - ② 静岡県立大学短期大学部
  - (3)令和5年度 各委員会等活動状況報告
- 3 その他事項
  - (1)令和6年度 学部・研究科等における取組報告の依頼
- 4 その他
  - (1)学外委員からの意見
- 前回議事録(案)の確認

令和6年3月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

### 1 審議事項

(1) 法人役員の変更に伴う関係規程の一部改正(説明者:賀川委員)

令和6年4月1日付けで法人役員の変更があったため、経営戦略部所管の関係諸 規程のうち、変更を要するものについて一部改正を行う。

一部改正する規程は、「静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程(規程 第132号)」及び「静岡県公立大学法人質保証委員会規程(規程第201号)」である。

役職名変更に伴い、「法人理事(研究・地域貢献担当)」を「法人理事(研究・国際交流担当)」に改正する。

施行日は、令和6年4月1日とする。

審議事項(1)について提案のとおり承認された。

(2) 浜松医科大学医学部附属病院との連携(説明者:石川委員)

現在、文部科学省から高度医療人材養成拠点形成事業という支援事業を募集して おり、県内大学では浜松医科大学が「特色臨床研究基盤人材養成拠点」の応募を検 討している。

本事業の対象は、医学教育が可能な医学部のある大学に限定されており、また、 本事業申請のためには連携校の選定が必要であることから、浜松医科大学から本学 に対して連携の打診があった。

本事業は、大学病院において臨床研究ができる人材養成の基盤構築を進めるという内容である。具体的には、拠点校である浜松医科大学医学部附属病院が応募し、 医療機器開発では光産業創成大学院大学、医薬品開発では静岡県立大学と連携する ことで、本取組内容を推進する。

本件に関して本学の負担等はなく、研究費は本事業が採択された場合、本学に配分がある。

連携のメリットは、大きく分けて2つある。1つ目は、現在本学薬学部と浜松医科大学薬剤部では大学院生が共同研究を行っており、連携校となることにより共同研究及び臨床研究を行う上で連携がとりやすくなることである。また、本学大学院生が共同研究員として研究に取り組むことができ、臨床研究を進めていく上で、浜松医科大学のノウハウ等を活用することができる。

2つ目は、浜松医科大学と連携し講演会や研修会の実施を検討しており、学生に とってその機会が得られる点がある。

なお、本件について連携に関する協定書締結の必要はない。

審議事項(2)について提案のとおり承認された。

(3) 名誉教授の称号授与の推薦(食品栄養科学部1件)(説明者:伊吹委員) 食品栄養科学部における名誉教授の称号授与について、主な経歴、教育・学術上 の功績、本学への功績及び社会貢献に関して説明した。

審議事項(3)について提案のとおり承認された。

(4) 客員准教授の称号付与の推薦(薬学部1件)(説明者:石川委員) 薬学部における客員准教授の称号付与について、本学共同研究教員、共同研究テーマ、称号付与の期間、主な経歴及び業績に関して説明した。

審議事項(4)について提案のとおり承認された。

# 2 報告事項

- (1) 認証評価結果
  - ① 静岡県立大学(説明者:賀川委員)

昨年度受審した大学認証評価について、令和6年3月28日に最終的な評価結果を 大学基準協会から受領したため、大学評価結果と意見申立に対する対応結果を報告 する。

今回の報告までの経緯は、令和5年3月31日に評価資料を大学基準協会に提出し、9月18,19日の2日間にかけて実地調査が行われた。令和6年1月23日に大学評価結果(委員会案)を大学基準協会から受領し、1月25日の教育研究審議会で報告した。その後、2月20日に大学評価結果(委員会案)に対する意見申立4件を大学基準協会に提出し、3月28日に最終的な大学評価結果を受領した。

評価結果について、本学は大学基準に適合しているという評価を受けた。

評定一覧表では、提言事項として長所が1件上げられ、基準9「社会連携・社会 貢献」がS評価であった。一方、是正勧告を受けた基準4「教育課程・学習成果」 及び基準5「学生の受け入れ」は C 評価であった。C 評価は抜本的な改善が求められることから、今後対応が必要になる。

提言事項の長所1件及び是正勧告2件は、1月の報告案から変更はなく、改善課題5件についても、1件を除き報告案から変更はなかった。変更のあった1件は、 意見申立により採用されたものである。

大学評価結果(委員会案)に対する意見への対応結果は、意見申立4件のうち、3件が採用、1件が一部採用となった。一部採用の1件は、基準5「学生の受け入れ」について、「国際関係学部国際関係学科の収容定員に対する在籍学生比率が1.30と高い。」という是正勧告に対し、「海外留学を理由とする休学者数を除くと、収容定員に対する比率は是正勧告の目安である1.30を下回り、教育の質には大きな影響を与えていないといえる。」と意見申立を行った結果、定員管理の評価に用いる在籍学生数には、休学者も含めて評価することとしているため、評価結果の変更はなかった。一方で、休学せずに留学できる協定校を増やすよう努めていることから、「対策に取り組んでいる。」ことが追記された。

最後に、是正勧告2件及び改善課題5件は、対応状況を改善報告書としてとりまとめ、3年後の令和9年7月末までに大学基準協会へ提出することが求められているため、今年度も大学質保証委員会において取組状況を報告していただく予定である。

② 静岡県立大学短期大学部 (説明者:栗田事務局次長兼短期大学部事務部長)

昨年度受審した短期大学認証評価について、1月25日の教育研究審議会で報告した短期大学評価結果(委員会案)に対し意見申立1件を提出し、令和6年3月28日に最終的な評価結果を大学基準協会から受領したため、その対応結果について報告する。

評価結果は、短期大学基準に適合しているという認定を受けた。

基準別評定結果は、全11項目のうち、A評価(基準に照らして良好な状況にある)が8項目。B評価(軽度な問題がある)が基準2「内部質保証」及び基準4「教育課程・学習成果」の2項目。C評価(重度な問題がある)が基準5「学生の受け入れ」の1項目である。

提言事項の長所1件及び是正勧告1件は、1月の報告案から変更はなく、改善課題3件のうち、意見申立を行った1件は一部採用となった。

短期大学評価結果(委員会案)に対する意見への対応結果は一部採用という結果であり、基準4「教育課程・学習成果」に関して、「卒業生を対象として行うアンケートの内容と学位授与方針との連関が不明瞭である。」という改善課題に対し、「社会人経験を積んでいる卒業生を対象としたアンケートでは、根拠資料のとおりディプロマ・ポリシーとの連関を検証している。」との意見申立を行った結果、該当部分は卒業生を対象として行うアンケートにおける指摘であり、社会人経験を積んだ卒業生を対象としたアンケートを指すものではないとのことから、評価結果の変更はなかった。以上の意見申立を踏まえ、指摘の対象がより明確となるよう修正が行われた。

今回の認証評価における是正勧告1件及び改善課題3件は、対応状況を改善報告書としてとりまとめ、3年後の令和9年7月末までに大学基準協会へ提出することが求められているため、短期大学部質保証委員会において今年度から改善に向けた取組を進めていく。

- (2) 2024 年度 入学者選抜実施結果
  - ① 静岡県立大学(説明者:細川委員)

2024年度の入学状況について、学部では、薬科学科で追加合格を5名出しているが、いずれの学部も入学定員を充足している。なお、編入学の入学者はなかった。

大学院の博士前期・修士課程では、薬食生命科学総合学府が75人の入学定員に対して入学者77人と充足している。一方で、国際関係学研究科、経営情報イノベーション研究科、看護学研究科ではいずれも入学定員に対して未充足であった。

博士課程4年では、薬食生命科学総合学府で入学定員5人に対して入学者は2人であった。

博士後期課程では、薬食生命科学総合学府 薬食生命科学専攻、看護学研究科 看護学専攻以外は、入学定員に対して未充足という結果であった。

入学者選抜試験方法別実施結果において、経営情報学部の後期日程では、募集人員 15 人に対して志願者数が 279 人ということで、昨年度の 2 段階選抜実施基準が 5 倍以上としていたため、 2 段階選抜を実施した。経営情報学部では、今年度以降の入学者選抜において、 2 段階選抜実施基準を 22 倍以上に変更した。その他、看護学部の後期日程では、募集人員 5 人に対し志願者数が 182 人、倍率 36 倍超であった。

入学者の都道府県別比率は概ね例年どおりで、県内が最多となり、次いで愛知県、 山梨県、岐阜県、三重県、神奈川県といった近隣県が多く、遠方では北海道が昨年 同様に10人超の入学者があった。

高等学校別の入学者数については、本学と提携した高等学校からの入学者数が増え、入学者の意識も高まっている印象を受けた。

志願者倍率・実質倍率の推移は単年度の状況だけでなく、複数年度で比較しながら確認いただきたい。その中、国際関係学部の志願者は直近4年間が約1.8倍前後で推移しており、横ばい状態で伸び悩んでいる印象がある。

外国人留学生(入学者)出身国・地域調について、今年度は中国、ミャンマー、 韓国、ネパールからの入学があった。

最後に、昨年度は皆さんの協力もあり、入学者選抜試験におけるミスの発生がなかった。本年度は、個別学力試験において配点比率の変更や選抜方法の変更が予定されているため、ミスの発生を防ぐべく、事前確認の徹底をお願いする。

### <補足説明>

- ・経年変化は注目すべき部分であり、どの県から受験生が来ているかなどの情報は 変化する可能性があるため、よく検討されると良いと思う。(議長)
  - ② 静岡県立大学短期大学部(説明者:小林短期大学部副部長)

短期大学部では受験生確保が課題となっている中、前年度と概ね同程度の志願者数を確保することができた。全学科を合わせ228名の志願者数があり、前年度の236名からは若干減少した。

2024年度(令和6年度)入学者選抜においては、オープンキャンパス、入試説明会等で、募集人員の変更や歯科衛生学科面接試験の導入などを丁寧に説明し、受験生等に周知徹底できたことが功を奏したと考えている。しかし、社会福祉学科介護福祉専攻の志願者は、全選抜の総計20名という状況であり、当該専攻では毎年定員割れ対策を講じているものの、成果が出ていないという現状であるため、短期大学部全体の懸案事項として取り組んでいきたい。

選抜方法ごとでは、総合型選抜は概ね前年度並みの状況であったが、歯科衛生学 科の志願者数が若干減少傾向にある。

学校推薦型選抜は、介護福祉専攻を除き、前年度並みの志願者数があった。介護福祉専攻では志願者が2名のみであり、全体の定員割れの大きな要因となっている。 社会人特別選抜は、歯科衛生学科で1名の受験があったが不合格となり、入学者 数は0名であった。

一般選抜は、歯科衛生学科において令和5年度より面接試験を導入し、志願者数が増加した。その他の学科は、概ね前年度並みという状況である。

私費外国人留学生特別選抜は、志願者がいなかった。

(3) 令和5年度 各委員会等活動状況報告(説明者:大島経営戦略部長)

各委員会等の規程により、教育研究審議会へ毎年度の活動状況を報告することが 規定されている委員会から提出された報告書をとりまとめたため、報告する。

該当する委員会等は全部で23あり、すべての組織から報告書の提出があった。 各報告書には、活動概要や今後の課題等が記載されている。

なお、内容についてご意見・ご質問等がある場合は、会議終了後に事務局経営財務室までメールで連絡するようお願いする。事務局から各委員会の委員長に内容を確認し、回答する。

# <補足説明>

・本報告は、大学質保証などの基礎資料として非常に重要であり、認証評価に効果的なものであることから、よろしくお願いする。(議長)

# 3 その他事項

(1) 令和6年度 学部・研究科等における取組報告の依頼

(説明者:大島経営戦略部長)

学部・研究科等の状況を全体で共有するため、令和6年度の教育研究審議会においても資料に記載のスケジュールのとおり、学部・研究科等の取組報告をお願いする。

報告に当たっては、会議時間の縮減及び効率的な運営を目的に、昨年度から報告時間を各 10 分以内としているが、今年度からは、報告資料を原則 2 ページ以内に収めていただきたく、協力をお願いする。

### <補足説明>

・可能な限り、コンパクトに資料をまとめるようお願いする。(議長)

#### 4 その他

- (1) 学外委員からの意見
  - ① 花岡委員

入学者選抜試験において、ミスがなかったことは大変結構だと思う。試験においては、公明、公正、厳正に実施することが必要となるため、ミスがあると社会的影響も大きいことから、引き続き丁寧な対応をお願いする。

また、少子化の影響を受け、学生の募集には大変苦労されていると思うが、貴学においては現状大きな減少はなく、今後も維持していくためにも、学生確保に尽力いただければと思う。

担当:経営財務室 市野 雄基